

2024年8月1日

お客さま各位

鹿児島興業信用組合

### 「未利用口座管理手数料」の新設および預金既定の改定について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、口座不正利用の被害防止のため、長期間ご利用のない普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を「未利用口座」としてお取扱いさせていただくと共に、2024年10月1日（火）より2年以上ご利用の無い口座に対しまして、未利用口座手数料を適用いたします。

なお、本手数料は、2年以上ご利用されていない普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座を対象とするものであり、日頃より入金や口座振替などのお取り引きをいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

「未利用口座」および「未利用口座管理手数料」の詳細は、以下のとおりとなりますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 未利用口座管理手数料の新設

2024年10月1日（火）

#### 2. 未利用口座管理手数料の内容

対象口座	普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座
対象条件	最後のお預け入れまたは払い戻し（当該口座のお利息の元本組入れおよび本件手数料の引き落としを除きます）から2年以上、一度もお預け入れまたは払い戻しのない口座が対象となります。
対象外の条件	次の場合は未利用口座の対象外となります。 ①当該口座の預金残高が10,000円以上である場合 ②同一のお客さま番号で定期性預金がある場合 ③同一のお客さま番号でお借入れ（当座貸越を含む）がある場合 ④同一のお客さま番号で出資金がある場合
手数料金額	年間1,200円＋消費税 ※2024.10.1現在1,320円（税込）
未利用口座に対するお取扱い	・お客さまの口座が未利用口座の対象となった場合、事前に当組合にお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。 ※「ご案内」が延着または到達しなかった時点でも通常到達したものとみなします。 ・ご案内発送後、一定期間（約3か月）を経過してもご利用もしくはご解約がない場合に、当該口座より本手数料を引き落としいたします。 ※いったん引き落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

自動解約	<p>①預金口座残高が未利用口座管理手数料金額未満の場合は、預金口座残高を未利用口座管理手数料の一部として引き落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。</p> <p>②解約いたしました口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。</p>
------	---

### 3. 預金規定の改定

#### (1) 改定日

2024年8月1日(木)

#### (2) 改定対象となる預金規定

- ・普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
- ・総合口座取引規定
- ・貯蓄預金

#### (3) 改正内容

- ・「未利用口座管理手数料」条項の新設

#### (未利用口座管理手数料)

- (1) 当組合が別途定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻しがない場合には、この預金を未利用口座とし(ただし、口座の対象外として当組合が別途定める要件に該当する場合があります。)、当組合が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (2) 当組合は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当組合所定の方法により引き落としとできるものとします。
- (3) この預金口座が未利用口座となった場合、お届けの住所宛に書面にて案内いたします。なお、この案内が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 前項の案内より一定期間を経過しても預入れ・払戻しがない場合、当組合が定める任意の日に、未利用口座手数料を引落させていただきます。当該口座がその後も未利用口座である場合は、翌年以降も同様に未利用口座手数料をご負担いただきます。
- (5) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は等が預金残高全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (6) 一旦引き落としとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。
- (7) 解約された口座の再利用はできません。

以上

<<ご不明な点はお取引店までお問い合わせください。>>